

第7 個人市民税申告関係帳票 C帳票レイアウト仕様書7

①令和7年度分 市民税・県民税申告書用紙

- ・表面
- ・裏面

②市民税・県民税申告書発送用封筒

- ・料金後納郵便

③令和7年度分 市民税・県民税申告の手引

- ・P1～P4
- ・P5～P8
- ・P9～P12
- ・P13～P16

④令和7年度分 市民税・県民税申告書控

- ・表面
- ・裏面

⑤市民税・県民税の申告について（未申告呼出用）

- ・表面

⑥令和7年度分 医療費控除明細書

- ・表面
- ・裏面

⑦令和7年度分市民税・県民税申告收支内訳書（一般）

- ・表面／裏面

⑧令和7年度分市民税・県民税申告收支内訳書（農業）

- ・表面／裏面

⑨令和7年度分市民税・県民税申告收支内訳書（不動産）

- ・表面／裏面

①令和7年度分 市民税・県民税申告書用紙 表面

令和 年度分 市民税・県民税 申告書				宛 名 番 号
(あて先) 浜松市長	現 住 所	業 種 又 は 職 業		
	1月1日現在の住所	電 話 番 号		
提出年月日 年 月 日	フリガナ	個人番号		
	氏 名	印		
	生年月日 明・大・昭 平・令	世帯主の氏名	世帯主との 続	

3 所得から差し引かれる金額に関する事項		1 収入金額等
⑭ 社会保険料控除 社会保険の種類 源泉徴収・任意継続 国民年金・その他 国保・介護・後期 合計 (支払った)新生命保険料の計 (支払った)旧生命保険料の計 ⑮ 生命保険料控除 (支払った)新個人年金保険料の計 (支払った)旧個人年金保険料の計 (支払った)介護医療保険料の計 ⑯ 地震保険料控除 (支払った)地震保険料の計 (支払った)旧長期損害保険料の計	⑰ <input type="checkbox"/> 寡婦控除 (<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 未婚) ⑱ <input type="checkbox"/> ひとり親控除 (<input type="checkbox"/> ひとり親控除) ⑲ <input type="checkbox"/> 勤労学生控除 (<input type="checkbox"/> 勤労学生控除)	事 業 等 業 農 業 不 動 産 利 子 配 当 給 与 公 的 年 金 等 業 務 そ の 他 短 期 長 期 一 時
⑳ 障害者控除 1 氏名 個人番号 障害の程度 2 氏名 個人番号 障害の程度 ㉑ 配偶者特別控除 配偶者 氏名 生年月日 明・大・昭 平・令 配偶者の合計所得金額 ㉒ 扶養控除 1 氏名 個人番号 控除額 2 氏名 個人番号 控除額 3 氏名 個人番号 控除額 4 氏名 個人番号 控除額 16歳未満の扶養親族控除対象者 1 氏名 個人番号 生年月日 平・令 同居・別居の区分 同居 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 続柄 2 氏名 個人番号 生年月日 平・令 同居・別居の区分 同居 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 続柄 3 氏名 個人番号 生年月日 平・令 同居・別居の区分 同居 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 続柄	2 所得金額 事 業 等 ① 業 農 業 ② 不 動 産 ③ 利 子 ④ 配 当 ⑤ 給 与 ⑥ 公 的 年 金 等 ⑦ 業 務 ⑧ そ の 他 ⑨ (合 計) ⑩ (⑦ + ⑧ + ⑨) 総合課税・一時 合 計 ⑪	4 所得から差し引かれる金額 社会保険料控除 ⑬ 小規模企業共済等掛金控除 ⑭ 生命保険料控除 ⑮ 地震保険料控除 ⑯ 寡婦・ひとり親控除 ⑰～⑱ 勤労学生控除 ⑲～⑳ 配偶者特別控除 ㉑～㉒ 扶養控除 ㉓ 基礎控除 ㉔ ⑬から㉔までの計 ㉕ 雑損控除 ㉖ 医療費控除 ㉗ (合 計) ㉘ (㉕ + ㉖ + ㉗)

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和3年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法			
<input type="checkbox"/>	給与から差引き(特別徴収)		
<input type="checkbox"/>	自分で納付(普通徴収)		

26 雑損控除			
損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類	
損 害 金 額	保険金などで補てんされる金額	差引損失のうち災害関連支出の金額	
円	円	円	

27 医療費控除			
支払った医療費等	円	保険金などで補てんされる金額	円

裏面にも記載する場合がありますから注意してください。(切り取らないでください。)

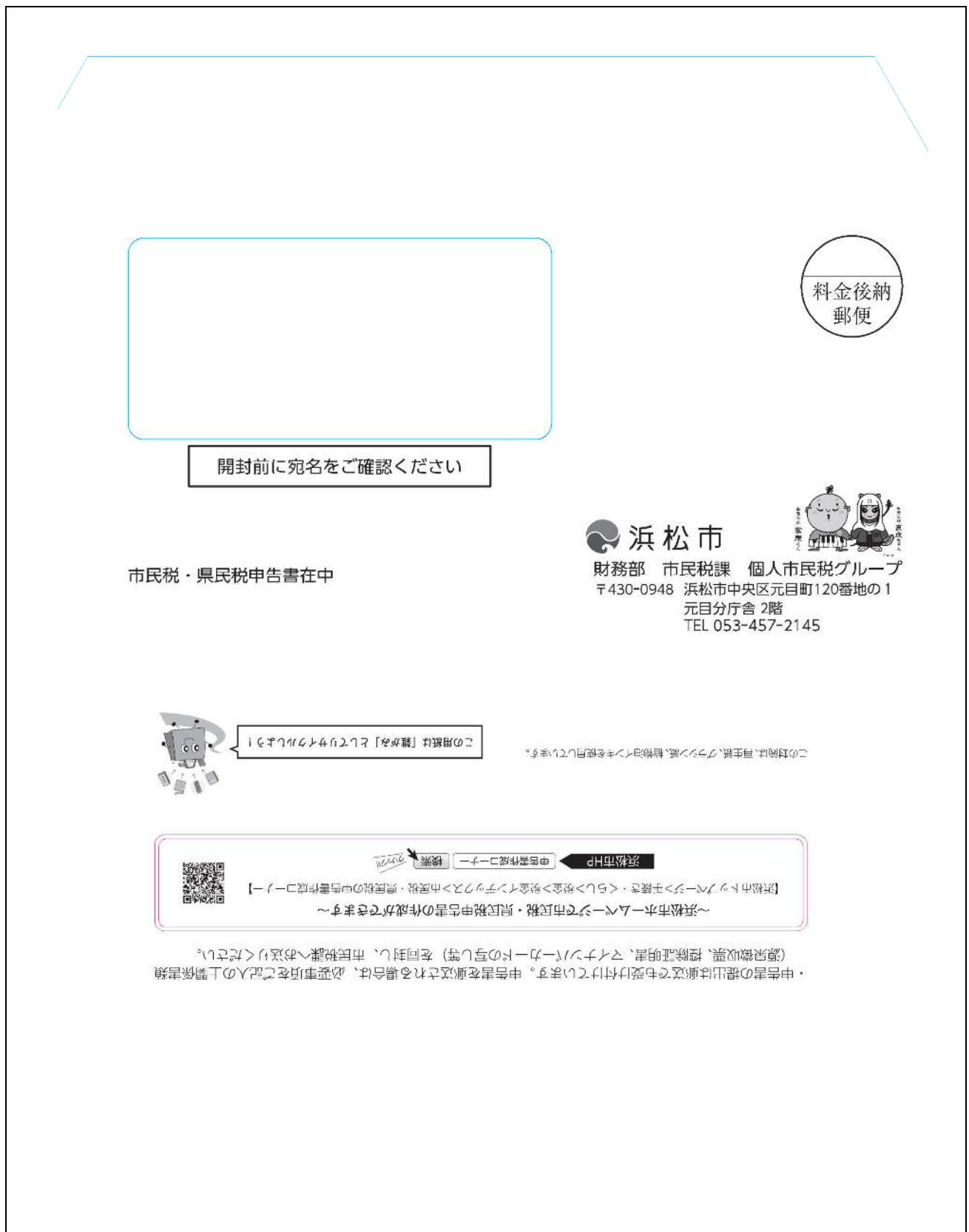
令和 年度分市民税・県民税申告書受付書	
住所 氏名	受付日付印

※ 源泉徴収票、生命保険料・地震保険料の控除証明書、医療費控除の明細書、マイナンバーカードの写し等の関係書類は、申告書に糊付けしないで同封してください。

①令和7年度分 市民税・県民税申告書用紙 裏面

<p>6 給与所得の内訳 (日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>日</th> <th>給</th> <th>勤務日数</th> <th>月</th> <th>取</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td></td><td>円</td><td></td><td></td><td>円</td></tr> <tr><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2">賞与等</td> <td colspan="4" style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="6">合計</td> </tr> <tr> <td colspan="6">勤務先所在地</td> </tr> <tr> <td colspan="6">勤務先名</td> </tr> <tr> <td colspan="6">電話番号</td> </tr> </tbody> </table>	月	日	給	勤務日数	月	取	1		円			円	2						3						4						5						6						7						8						9						10						11						12						賞与等		円				合計						勤務先所在地						勤務先名						電話番号						<p style="text-align: right;">裏</p> <p>7 事業・不動産所得に関する事項</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>所得の種類</th> <th>所得の生ずる場所</th> <th>収入金額</th> <th>必要経費</th> <th>青色申告特別控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>8 配当所得に関する事項</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>配当所得の種類</th> <th>所得の生ずる場所</th> <th>支払確定年月</th> <th>収入金額</th> <th>必要経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">・</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">・</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">・</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">・</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>所得の生ずる場所</th> <th>収入金額</th> <th>必要経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">総合譲渡</th> <th colspan="2">収入金額</th> <th colspan="2">必要経費</th> <th colspan="2">差引金額 (収入金額-必要経費)</th> <th colspan="2">特別控除額</th> <th colspan="2">所得金額 (差引金額-特別控除額)</th> </tr> <tr> <th>短期</th> <th>長期</th> <th>短期</th> <th>長期</th> <th>短期</th> <th>長期</th> <th>短期</th> <th>長期</th> <th>イ</th> <th>ロ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一時</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>右上のイの金額を表面のロに、ロの金額を表面のイに、ハの金額を表面のニに記入してください。 右のニの金額を表面の①の所得金額欄へ記入してください。 ニ 合計イ+{(ロ+ハ)×1/2}</p> <p>11 事業専従者に関する事項</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>フリガナ</th> <th>氏名</th> <th>続柄</th> <th>生年月日</th> <th>明・大・昭 平・令</th> <th>専従者給与 (控除)額</th> <th>円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>13 事業税に関する事項</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>非課税所得など</th> <th>所得金額</th> <th>円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>損益通算の特例適用前の不動産所得</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業用資産の譲渡損失など</td> <td>損失額、被災損失額(白)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>前年中の開始・廃止</td> <td>開始・廃止</td> <td>月 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>12 別居の扶養親族等に関する事項</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>フリガナ</th> <th>氏名</th> <th>個人番号</th> <th>住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項</p> <p>特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>配当割額控除額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>株式等譲渡所得割額控除額</td> <td></td> </tr> </table> <p>15 寄附金に関する事項</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>都道府県、市区町村分 (特例控除対象)</th> <th>円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>静岡県共同募進会、日本赤十字社静岡支部、静岡県、市区町村分(特例控除対象以外)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>静岡県</td> <td></td> </tr> <tr> <td>糸原指定分</td> <td>浜松市</td> </tr> </tbody> </table> <p>16 所得金額調整控除に関する事項</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>フリガナ</th> <th>氏名</th> <th>続柄</th> <th>生年月日</th> <th>明・大・昭 平・令</th> <th>特別障害者に該当する場合</th> <th>級</th> <th>別居の場合の住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎参考事項 〔前年中に所得のなかった方〕</p> <p>◎所得税と異なる課税方式の選択(納税通知書送達まで)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>所得の種類</th> <th colspan="2">市民税・県民税の課税方式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上場株式等の配当等に係る配当所得</td> <td><input type="checkbox"/>申告不要制度</td> <td><input type="checkbox"/>総合課税 <input type="checkbox"/>申告分離課税</td> </tr> <tr> <td>上場株式等の配当等に係る利子所得</td> <td><input type="checkbox"/>申告不要制度</td> <td><input type="checkbox"/>申告分離課税</td> </tr> <tr> <td>源泉徴収口座の上場株式等の譲渡所得等</td> <td><input type="checkbox"/>申告不要制度</td> <td><input type="checkbox"/>申告分離課税*</td> </tr> </tbody> </table> <p>*譲渡損失を申告する場合には、同一口座内の配当所得・利子所得を併せて申告する必要があります。</p>	所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額			円	円	円																					配当所得の種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費			・	円	円			・					・					・			種目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費			円	円													総合譲渡	収入金額		必要経費		差引金額 (収入金額-必要経費)		特別控除額		所得金額 (差引金額-特別控除額)		短期	長期	短期	長期	短期	長期	短期	長期	イ	ロ	一時											フリガナ	氏名	続柄	生年月日	明・大・昭 平・令	専従者給与 (控除)額	円	1							2							3							非課税所得など	所得金額	円				損益通算の特例適用前の不動産所得			事業用資産の譲渡損失など	損失額、被災損失額(白)	円	前年中の開始・廃止	開始・廃止	月 日	フリガナ	氏名	個人番号	住所	1				2				配当割額控除額	円	株式等譲渡所得割額控除額		都道府県、市区町村分 (特例控除対象)	円	静岡県共同募進会、日本赤十字社静岡支部、静岡県、市区町村分(特例控除対象以外)		静岡県		糸原指定分	浜松市	フリガナ	氏名	続柄	生年月日	明・大・昭 平・令	特別障害者に該当する場合	級	別居の場合の住所									所得の種類	市民税・県民税の課税方式		上場株式等の配当等に係る配当所得	<input type="checkbox"/> 申告不要制度	<input type="checkbox"/> 総合課税 <input type="checkbox"/> 申告分離課税	上場株式等の配当等に係る利子所得	<input type="checkbox"/> 申告不要制度	<input type="checkbox"/> 申告分離課税	源泉徴収口座の上場株式等の譲渡所得等	<input type="checkbox"/> 申告不要制度	<input type="checkbox"/> 申告分離課税*
月	日	給	勤務日数	月	取																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1		円			円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
賞与等		円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
勤務先所在地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
勤務先名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
電話番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		円	円	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
配当所得の種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		・	円	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		・																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		・																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		・																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
種目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		円	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
総合譲渡	収入金額		必要経費		差引金額 (収入金額-必要経費)		特別控除額		所得金額 (差引金額-特別控除額)																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	短期	長期	短期	長期	短期	長期	短期	長期	イ	ロ																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
一時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
フリガナ	氏名	続柄	生年月日	明・大・昭 平・令	専従者給与 (控除)額	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
非課税所得など	所得金額	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
損益通算の特例適用前の不動産所得																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
事業用資産の譲渡損失など	損失額、被災損失額(白)	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
前年中の開始・廃止	開始・廃止	月 日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
フリガナ	氏名	個人番号	住所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
配当割額控除額	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
株式等譲渡所得割額控除額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
都道府県、市区町村分 (特例控除対象)	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
静岡県共同募進会、日本赤十字社静岡支部、静岡県、市区町村分(特例控除対象以外)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
静岡県																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
糸原指定分	浜松市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
フリガナ	氏名	続柄	生年月日	明・大・昭 平・令	特別障害者に該当する場合	級	別居の場合の住所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
所得の種類	市民税・県民税の課税方式																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
上場株式等の配当等に係る配当所得	<input type="checkbox"/> 申告不要制度	<input type="checkbox"/> 総合課税 <input type="checkbox"/> 申告分離課税																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
上場株式等の配当等に係る利子所得	<input type="checkbox"/> 申告不要制度	<input type="checkbox"/> 申告分離課税																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
源泉徴収口座の上場株式等の譲渡所得等	<input type="checkbox"/> 申告不要制度	<input type="checkbox"/> 申告分離課税*																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					

②市民税・県民税申告書発送用封筒 表面／裏面



③令和7年度分 市民税・県民税申告の手引 P5~P8

申告書表面

源泉徴収票を添付しない人は記入してください。

→ 事業・不動産所得の収支内訳は別紙を添付してください。

1. 収入金額等

2. 所得金額

3. 所得控除

4. 所得税額

5. 所得税額控除

6. 所得税額

7. 所得税額

8. 所得税額

9. 所得税額

10. 所得税額

11. 所得税額

12. 所得税額

13. 所得税額

14. 所得税額

15. 所得税額

16. 所得税額

17. 所得税額

18. 所得税額

19. 所得税額

20. 所得税額

21. 所得税額

22. 所得税額

23. 所得税額

24. 所得税額

25. 所得税額

26. 所得税額

27. 所得税額

28. 所得税額

29. 所得税額

30. 所得税額

31. 所得税額

32. 所得税額

33. 所得税額

34. 所得税額

35. 所得税額

36. 所得税額

37. 所得税額

38. 所得税額

39. 所得税額

40. 所得税額

41. 所得税額

42. 所得税額

43. 所得税額

44. 所得税額

45. 所得税額

46. 所得税額

47. 所得税額

48. 所得税額

49. 所得税額

50. 所得税額

51. 所得税額

52. 所得税額

53. 所得税額

54. 所得税額

55. 所得税額

56. 所得税額

57. 所得税額

58. 所得税額

59. 所得税額

60. 所得税額

61. 所得税額

62. 所得税額

63. 所得税額

64. 所得税額

65. 所得税額

66. 所得税額

67. 所得税額

68. 所得税額

69. 所得税額

70. 所得税額

71. 所得税額

72. 所得税額

73. 所得税額

74. 所得税額

75. 所得税額

76. 所得税額

77. 所得税額

78. 所得税額

79. 所得税額

80. 所得税額

81. 所得税額

82. 所得税額

83. 所得税額

84. 所得税額

85. 所得税額

86. 所得税額

87. 所得税額

88. 所得税額

89. 所得税額

90. 所得税額

91. 所得税額

92. 所得税額

93. 所得税額

94. 所得税額

95. 所得税額

96. 所得税額

97. 所得税額

98. 所得税額

99. 所得税額

100. 所得税額

101. 所得税額

102. 所得税額

103. 所得税額

104. 所得税額

105. 所得税額

106. 所得税額

107. 所得税額

108. 所得税額

109. 所得税額

110. 所得税額

111. 所得税額

112. 所得税額

113. 所得税額

114. 所得税額

115. 所得税額

116. 所得税額

117. 所得税額

118. 所得税額

119. 所得税額

120. 所得税額

121. 所得税額

122. 所得税額

123. 所得税額

124. 所得税額

125. 所得税額

126. 所得税額

127. 所得税額

128. 所得税額

129. 所得税額

130. 所得税額

131. 所得税額

132. 所得税額

133. 所得税額

134. 所得税額

135. 所得税額

136. 所得税額

137. 所得税額

138. 所得税額

139. 所得税額

140. 所得税額

141. 所得税額

142. 所得税額

143. 所得税額

144. 所得税額

145. 所得税額

146. 所得税額

147. 所得税額

148. 所得税額

149. 所得税額

150. 所得税額

151. 所得税額

152. 所得税額

153. 所得税額

154. 所得税額

155. 所得税額

156. 所得税額

157. 所得税額

158. 所得税額

159. 所得税額

160. 所得税額

161. 所得税額

162. 所得税額

163. 所得税額

164. 所得税額

165. 所得税額

166. 所得税額

167. 所得税額

168. 所得税額

169. 所得税額

170. 所得税額

171. 所得税額

172. 所得税額

173. 所得税額

174. 所得税額

175. 所得税額

176. 所得税額

177. 所得税額

178. 所得税額

179. 所得税額

180. 所得税額

181. 所得税額

182. 所得税額

183. 所得税額

184. 所得税額

185. 所得税額

186. 所得税額

187. 所得税額

188. 所得税額

189. 所得税額

190. 所得税額

191. 所得税額

192. 所得税額

193. 所得税額

194. 所得税額

195. 所得税額

196. 所得税額

197. 所得税額

198. 所得税額

199. 所得税額

200. 所得税額

201. 所得税額

202. 所得税額

203. 所得税額

204. 所得税額

205. 所得税額

206. 所得税額

207. 所得税額

208. 所得税額

209. 所得税額

210. 所得税額

211. 所得税額

212. 所得税額

213. 所得税額

214. 所得税額

215. 所得税額

216. 所得税額

217. 所得税額

218. 所得税額

219. 所得税額

220. 所得税額

221. 所得税額

222. 所得税額

223. 所得税額

224. 所得税額

225. 所得税額

226. 所得税額

227. 所得税額

228. 所得税額

229. 所得税額

230. 所得税額

231. 所得税額

232. 所得税額

233. 所得税額

234. 所得税額

235. 所得税額

236. 所得税額

237. 所得税額

238. 所得税額

239. 所得税額

240. 所得税額

241. 所得税額

242. 所得税額

243. 所得税額

244. 所得税額

245. 所得税額

246. 所得税額

247. 所得税額

248. 所得税額

249. 所得税額

250. 所得税額

251. 所得税額

252. 所得税額

253. 所得税額

254. 所得税額

255. 所得税額

256. 所得税額

257. 所得税額

258. 所得税額

259. 所得税額

260. 所得税額

261. 所得税額

262. 所得税額

263. 所得税額

264. 所得税額

265. 所得税額

266. 所得税額

267. 所得税額

268. 所得税額

269. 所得税額

270. 所得税額

271. 所得税額

272. 所得税額

273. 所得税額

274. 所得税額

275. 所得税額

276. 所得税額

277. 所得税額

278. 所得税額

279. 所得税額

280. 所得税額

281. 所得税額

282. 所得税額

283. 所得税額

284. 所得税額

285. 所得税額

286. 所得税額

287. 所得税額

288. 所得税額

289. 所得税額

290. 所得税額

291. 所得税額

292. 所得税額

293. 所得税額

294. 所得税額

295. 所得税額

296. 所得税額

297. 所得税額

298. 所得税額

299. 所得税額

300. 所得税額

301. 所得税額

302. 所得税額

303. 所得税額

304. 所得税額

305. 所得税額

306. 所得税額

307. 所得税額

308. 所得税額

309. 所得税額

310. 所得税額

311. 所得税額

312. 所得税額

313. 所得税額

314. 所得税額

315. 所得税額

316. 所得税額

317. 所得税額

318. 所得税額

319. 所得税額

320. 所得税額

321. 所得税額

322. 所得税額

323. 所得税額

324. 所得税額

325. 所得税額

326. 所得税額

327. 所得税額

328. 所得税額

329. 所得税額

330. 所得税額

331. 所得税額

332. 所得税額

333. 所得税額

334. 所得税額

335. 所得税額

336. 所得税額

337. 所得税額

338. 所得税額

339. 所得税額

340. 所得税額

341. 所得税額

342. 所得税額

343. 所得税額

344. 所得税額

345. 所得税額

346. 所得税額

347. 所得税額

348. 所得税額

349. 所得税額

350. 所得税額

351. 所得税額

352. 所得税額

353. 所得税額

354. 所得税額

355. 所得税額

356. 所得税額

357. 所得税額

358. 所得税額

359. 所得税額

360. 所得税額

361. 所得税額

362. 所得税額

363. 所得税額

364. 所得税額

365. 所得税額

366. 所得税額

367. 所得税額

368. 所得税額

369. 所得税額

370. 所得税額

371. 所得税額

372. 所得税額

373. 所得税額

374. 所得税額

375. 所得税額

376. 所得税額

377. 所得税額

378. 所得税額

379. 所得税額

380. 所得税額

381. 所得税額

382. 所得税額

383. 所得税額

384. 所得税額

385. 所得税額

386. 所得税額

387. 所得税額

388. 所得税額

389. 所得税額

390. 所得税額

391. 所得税額

392. 所得税額

393. 所得税額

394. 所得税額

395. 所得税額

396. 所得税額

397. 所得税額

398. 所得税額

399. 所得税額

400. 所得税額

401. 所得税額

402. 所得税額

403. 所得税額

404. 所得税額

405. 所得税額

406. 所得税額

407. 所得税額

408. 所得税額

409. 所得税額

410. 所得税額

411. 所得税額

412. 所得税額

413. 所得税額

414. 所得税額

415. 所得税額

416. 所得税額

417. 所得税額

418. 所得税額

419. 所得税額

420. 所得税額

421. 所得税額

422. 所得税額

423. 所得税額

424. 所得税額

425. 所得税額

426. 所得税額

427. 所得税額

428. 所得税額

429. 所得税額

430. 所得税額

431. 所得税額

432. 所得税額

433. 所得税額

434. 所得税額

435. 所得税額

436. 所得税額

437. 所得税額

438. 所得税額

439. 所得税額

440. 所得税額

441. 所得税額

442. 所得税額

443. 所得税額

444. 所得税額

445. 所得税額

446. 所得税額

447. 所得税額

448. 所得税額

449. 所得税額

450. 所得税額

451. 所得税額

452. 所得税額

453. 所得税額

454. 所得税額

455. 所得税額

456. 所得税額

457. 所得税額

458. 所得税額

459. 所得税額

460. 所得税額

461. 所得税額

462. 所得税額

463. 所得税額

464. 所得税額

465. 所得税額

466. 所得税額

467. 所得税額

468. 所得税額

469. 所得税額

470. 所得税額

471. 所得税額

472. 所得税額

473. 所得税額

474. 所得税額

475. 所得税額

476. 所得税額

477. 所得税額

478. 所得税額

479. 所得税額

480. 所得税額

481. 所得税額

482. 所得税額

483. 所得税額

484. 所得税額

485. 所得税額

486. 所得税額

487. 所得税額

488. 所得税額

489. 所得税額

490. 所得税額

491. 所得税額

492. 所得税額

493. 所得税額

494. 所得税額

495. 所得税額

496. 所得税額

497. 所得税額

498. 所得税額

499. 所得税額

500. 所得税額

収入金額等・所得金額

事業・①農業等の所得

所得の種類 収入金額(円) 所得金額(円)

②不動産

所得の種類 収入金額(円) 所得金額(円)

③所得

所得の種類 収入金額(円) 所得金額(円)

④所得

所得の種類 収入金額(円) 所得金額(円)

⑤所得

所得の種類 収入金額(円) 所得金額(円)

⑥所得

所得の種類 収入金額(円) 所得金額(円)

⑦所得

所得の種類 収入金額(円) 所得金額(円)

⑧所得

所得の種類 収入金額(円) 所得金額(円)

⑨所得

所得の種類 収入金額(円) 所得金額(円)

⑩所得

所得の種類 収入金額(円) 所得金額(円)

⑪所得

所得の種類 収入金額(円) 所得金額(円)

⑫所得

所得の種類 収入金額(円) 所得金額(円)

⑬所得

所得の種類 収入金額(円) 所得金額(円)

⑭所得

所得の種類 収入金額(円) 所得金額(円)

⑮所得

所得の種類 収入金額(円) 所得金額(円)

⑯所得

所得の種類 収入金額(円) 所得金額(円)

⑰所得

所得の種類 収入金額(円) 所得金額(円)

⑱所得

所得の種類 収入金額(円) 所得金額(円)

⑲所得

所得の種類 収入金額(円) 所得金額(円)

⑳所得

所得の種類 収入金額(円) 所得金額(円)

㉑所得

所得の種類 収入金額(円) 所得金額(円)

㉒所得

所得の種類 収入金額(円) 所得金額(円)

㉓所得

所得の種類 収入金額(円) 所得金額(円)

㉔所得

所得の種類 収入金額(円) 所得金額(円)

㉕所得

所得の種類 収入金額(円) 所得金額(円)

㉖所得

所得の種類 収入金額(円) 所得金額(円)

㉗所得

所得の種類 収入金額(円) 所得金額(円)

㉘所得

所得の種類 収入金額(円) 所得金額(円)

㉙所得

所得の種類 収入金額(円) 所得金額(円)

㉚所得

所得の種類 収入金額(円) 所得金額(円)

㉛所得

所得の種類 収入金額(円) 所得金額(円)

㉜所得

所得の種類 収入金額(円) 所得金額(円)

㉝所得

所得の種類 収入金額(円) 所得金額(円)

㉞所得

所得の種類 収入金額(円) 所得金額(円)

㉟所得

所得の種類 収入金額(円) 所得金額(円)

㊱所得

所得の種類 収入金額(円) 所得金額(円)

㊲所得

所得の種類 収入金額(円) 所得金額(円)

㊳所得

所得の種類 収入金額(円) 所得金額(円)

㊴所得

所得の種類 収入金額(円) 所得金額(円)

㊵所得

所得の種類 収入金額(円) 所得金額(円)

㊶所得

所得の種類 収入金額(円) 所得金額(円)

㊷所得

所得の種類 収入金額(円) 所得金額(円)

㊸所得

所得の種類 収入金額(円) 所得金額(円)

㊹所得

所得の種類 収入金額(円) 所得金額(円)

㊺所得

所得の種類 収入金額(円) 所得金額(円)

㊻所得

所得の種類 収入金額(円) 所得金額(円)

㊼所得

所得の種類 収入金額(円) 所得金額(円)

㊽所得

所得の種類 収入金額(円) 所得金額(円)

㊾所得

所得の種類 収入金額(円) 所得金額(円)

㊿所得

所得の種類 収入金額(円) 所得金額(円)

給与所得の求め方

給与等の収入金額(円)	所得金額(円)	所得控除(円)	所得金額(円)	所得控除(円)	所得金額(円)
~551,000円	0円	1,820,000円~1,790,000円	0円	0円	~100,000円
551,000円~1,810,000円	A-55,000円	1,800,000円~1,799,999円	0円	0円	0円
1,810,000円~1,610,000円	1,260,000円	3,800,000円~6,599,999円	0円	0円	0円
1,610,000円~1,621,999円	1,370,000円	6,600,000円~8,499,999円	0円	0円	0円
1,622,000円~1,623,999円	1,370,000円	8,500,000円~	0円	0円	~1,350,000円
1,624,000円~1,627,999円	1,374,000円		0円	0円	0円

公的年金等の雑所得の求め方

公的年金等の収入金額(合計)	雑所得(円)	所得金額(円)
~1,299,999円	0円	0円
1,300,000円~4,099,999円	76%	275,000円
4,100,000円~7,699,999円	86%	595,000円
7,700,000円~9,999,999円	96%	1,255,000円
10,000,000円~	100%	1,855,000円

所得金額調整控除

(1) 子ども・特別障害者等有する人の所得調整控除

(2) 給与所得と年金所得の両方を受ける人に対する所得金額調整控除

公的年金等の収入の申告について

●所得額の確定申告(税務署)

●市民税・県民税の申告(市役所)

申告する必要がある人は？

以下のフローチャート(市役所)で申告の申告を判断してください。

①公的年金等収入(複数ある場合は合計)が40万円以下ですか？

いいえ → 所得額の確定申告が必要

はい → 収入は、公的年金等のみですか？

いいえ → 所得額の確定申告が必要

はい → 公的年金等以外の所得金額の合計は、20万円以下ですか？

いいえ → 所得額の確定申告が必要

はい → 公的年金等以外の所得は「給与所得」のみですか？

いいえ → 市民税・県民税の申告が必要

はい → 次の(ア)~(ウ)のいずれかに該当するものがありますか？

(ア) ②に記載されている扶養・障害者・寡婦(寡夫)控除に変更がある

(イ) ③に記載されている社会保険料の概の他にあなたが特付若年口世帯費で支払った保険料(国民年金など)

(ウ) 生命保険料控除や医療費控除などを受けたい

いいえ → 市民税・県民税の申告が必要

はい → 市民税・県民税の申告は不要

収入が公的年金等のみで、申告書(市民税・県民税申告書)又は(厚生年金申告書)の提出がない場合は、年金支払者から提出された公的年金等支払報告書の記載内容で市民税・県民税を計算します。

③令和7年度分 市民税・県民税申告の手引 P9~P12

源泉徴収票 見本

給与支払者	長崎市 中区 元城町 103-2	支払期間	令和7年 1月10日	支払金額	28,000円
支払者	長崎 太郎	支払日	令和7年 1月10日	支払金額	28,000円
支払先	長崎 太郎	支払日	令和7年 1月10日	支払金額	28,000円
支払先住所	長崎県長崎市元城町103-2	支払先住所	長崎県長崎市元城町103-2	支払先住所	長崎県長崎市元城町103-2
支払先電話番号	090-1234-5678	支払先電話番号	090-1234-5678	支払先電話番号	090-1234-5678
支払先住所	長崎県長崎市元城町103-2	支払先住所	長崎県長崎市元城町103-2	支払先住所	長崎県長崎市元城町103-2
支払先電話番号	090-1234-5678	支払先電話番号	090-1234-5678	支払先電話番号	090-1234-5678
支払先住所	長崎県長崎市元城町103-2	支払先住所	長崎県長崎市元城町103-2	支払先住所	長崎県長崎市元城町103-2
支払先電話番号	090-1234-5678	支払先電話番号	090-1234-5678	支払先電話番号	090-1234-5678
支払先住所	長崎県長崎市元城町103-2	支払先住所	長崎県長崎市元城町103-2	支払先住所	長崎県長崎市元城町103-2
支払先電話番号	090-1234-5678	支払先電話番号	090-1234-5678	支払先電話番号	090-1234-5678

※①欄で、あなたが令和7年度中に年金支払者に届出した「扶養控除等申告書」に基づき、記載されています。
※「源泉徴収対象者の有無等」欄について
源泉控除対象者とは、年金受給者（前年中の所得の算出額が90万円以下に属する）と年齢を合せている配偶者で、所得の算出額が95万円以下である者をいいます。「控除対象配偶者」とは異なります。本欄の「一歳」欄に「★」が記載されている場合でも、配偶者の所得の控除額が95万円を超過する金額を記載している場合は、配偶者控除は適用されません。必要に応じて、市税課・県民税課の申告を行ってください。

市民税・県民税が課税されない人

所得割・所得控除を課税されない人

(1) 令和7年1月1日時点で、次のいずれかに該当する人
① 生活保護法による生活扶助を受けている人
② 未成年者（未成年、障害の一級、一級の障害者）に該当し、前年中合計所得金額が135万円以下の人
※障害がある、ひとり親又は高齢者の人が対象となる場合は、市県が別途通知があります。
(2) 前年の合計所得金額が、下表の金額以下の人（※1）

所得割が課税されない人（所得者のみ控除）

(1) 前年度の合計所得が、総所得金額を上回る人（※2）
(2) 前年の所得金額等が、下表の金額以下の人（※3）

同一世帯の所得者+控除額の合計	所得割（※1）	所得者のみ控除（※2）
第1	~41,500円	~45,000円
第2	~91,900円	~1,200,000円
第3	~1,234,000円	~1,470,000円
第4	~1,649,000円	~1,820,000円

(※1) 計算式 31,500円×(同一世帯の所得者+控除額の総数+1) + 10万円 + 18,900円 (※3)
(※2) 計算式 90,000円×(同一世帯の所得者+控除額の総数+1) + 10万円 + 32,000円 (※3)
(※3) 同一世帯の所得者+控除額の総数+1

所得から差し引かれる金額（所得控除）

社会保険料控除
あなたが社会保険料を支払ったことに基づき、所得から控除される金額です。社会保険料の種類や、控除される金額が異なります。

国民年金保険料控除
国民年金の保険料を支払ったことに基づき、所得から控除される金額です。

国民健康保険料控除
国民健康保険の保険料を支払ったことに基づき、所得から控除される金額です。

介護保険料控除
介護保険の保険料を支払ったことに基づき、所得から控除される金額です。

社会保険料控除の合計

控除の種類	控除額	所得控除の合計
国民年金保険料控除	17,916円	17,916円
国民健康保険料控除	285,000円	302,916円
介護保険料控除	160,000円	462,916円
社会保険料控除の合計	462,916円	462,916円

所得割が課税されない人（所得者のみ控除）

所得控除の種類	控除額	所得割が課税されない人
国民年金保険料控除	17,916円	17,916円
国民健康保険料控除	285,000円	302,916円
介護保険料控除	160,000円	462,916円
所得割が課税されない人	462,916円	462,916円

所得者のみ控除

所得者のみ控除の種類	控除額	所得者のみ控除の合計
国民年金保険料控除	17,916円	17,916円
国民健康保険料控除	285,000円	302,916円
介護保険料控除	160,000円	462,916円
所得者のみ控除の合計	462,916円	462,916円

所得者のみ控除の合計

所得者のみ控除の種類	控除額	所得者のみ控除の合計
国民年金保険料控除	17,916円	17,916円
国民健康保険料控除	285,000円	302,916円
介護保険料控除	160,000円	462,916円
所得者のみ控除の合計	462,916円	462,916円

所得者のみ控除・所得控除

あなたが令和7年度中に所得金額が90万円以下である、専業主婦かつ専業主夫である場合は、所得者のみ控除が適用されます。

所得者のみ控除	控除額
専業主婦かつ専業主夫	26万円
専業主婦かつ専業主夫	30万円

所得者のみ控除

あなたが令和7年度中に所得金額が90万円以下である、専業主婦かつ専業主夫である場合は、所得者のみ控除が適用されます。

所得者のみ控除	控除額
専業主婦かつ専業主夫	26万円
専業主婦かつ専業主夫	30万円

所得者のみ控除

あなたが令和7年度中に所得金額が90万円以下である、専業主婦かつ専業主夫である場合は、所得者のみ控除が適用されます。

所得者のみ控除	控除額
専業主婦かつ専業主夫	26万円
専業主婦かつ専業主夫	30万円

所得者のみ控除

あなたが令和7年度中に所得金額が90万円以下である、専業主婦かつ専業主夫である場合は、所得者のみ控除が適用されます。

所得者のみ控除	控除額
専業主婦かつ専業主夫	26万円
専業主婦かつ専業主夫	30万円

所得者のみ控除

あなたが令和7年度中に所得金額が90万円以下である、専業主婦かつ専業主夫である場合は、所得者のみ控除が適用されます。

所得者のみ控除	控除額
専業主婦かつ専業主夫	26万円
専業主婦かつ専業主夫	30万円

所得者のみ控除

あなたが令和7年度中に所得金額が90万円以下である、専業主婦かつ専業主夫である場合は、所得者のみ控除が適用されます。

所得者のみ控除	控除額
専業主婦かつ専業主夫	26万円
専業主婦かつ専業主夫	30万円

所得者のみ控除

あなたが令和7年度中に所得金額が90万円以下である、専業主婦かつ専業主夫である場合は、所得者のみ控除が適用されます。

所得者のみ控除	控除額
専業主婦かつ専業主夫	26万円
専業主婦かつ専業主夫	30万円

④令和7年度分 市民税・県民税申告書控 表面

令和 年度分 市民税・県民税 申告書										宛名番号		
◎この申告書を提出した方は事業税の申告書の提出が必要ありません。 ◎分離課税に係る所得等のある方は、「市民税・県民税申告書(分離課税専用)」を合わせて提出してください。	(あて先) 横浜市長		現住所		1月1日現在の住所		フリガナ		氏名		個人番号	
											* * * * *	
											* * * * *	
											* * * * *	
3 所得から差し引かれる金額に関する事項												
⑬ 社会保険料除 源泉票・任意継続 国民年金・その他 国保・介護・後期 合計 (支払った)新生命保険料の計 (支払った)旧生命保険料の計 (支払った)新個人年金保険料の計 (支払った)旧個人年金保険料の計 (支払った)介護医療保険料の計 (支払った)地震保険料の計 (支払った)旧長期障害保険料の計		社会保険の種類		支払った保険料								
		円		円		円		円		円		
		円		円		円		円		円		
		円		円		円		円		円		
⑭ 生命保険料除 (支払った)介護医療保険料の計 (支払った)地震保険料の計 (支払った)旧長期障害保険料の計		⑭ 寡婦控除 (<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未婚)		⑮ ひとり親控除		⑯ 勤労学生控除						
⑰ 障害者除 1 2		フリガナ氏名		障害の程度		級度						
		個人番号		* * * * *		* * * * *		* * * * *		* * * * *		
⑱ 配偶者特別控除・計 配偶者 個人番号		フリガナ氏名		生年月日		明・大・昭 平・令		円				
		個人番号		* * * * *		* * * * *		* * * * *		* * * * *		
⑲ 扶養控除 1 2 3 4		フリガナ氏名		生年月日		明・大・昭 平・令		同居・別居の区分		続柄		
		個人番号		* * * * *		* * * * *		* * * * *		* * * * *		
		フリガナ氏名		生年月日		明・大・昭 平・令		同居・別居の区分		続柄		
		個人番号		* * * * *		* * * * *		* * * * *		* * * * *		
⑳ 16歳未満の扶養親族控除対象外 1 2 3		フリガナ氏名		生年月日		明・大・昭 平・令		同居・別居の区分		続柄		
		個人番号		* * * * *		* * * * *		* * * * *		* * * * *		
		フリガナ氏名		生年月日		明・大・昭 平・令		同居・別居の区分		続柄		
		個人番号		* * * * *		* * * * *		* * * * *		* * * * *		
別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。												
㉑ 雑損控除 損害の原因 損害の金額 円		損害の原因		損害年月日		損害を受けた資産の種類						
		円		円		円		円		円		
㉒ 医療費控除 支払った医療費等 円		支払った医療費等		円		保険金などで補てんされる金額		円				
		円		円		円		円		円		
5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和3年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法												
										<input type="checkbox"/> 給与から差引き(特別徴収) <input type="checkbox"/> 自分で納付(普通徴収)		
「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。												

④令和7年度分 市民税・県民税申告書控 裏面

6 給与所得の内訳

(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

月	日	給 付	勤務日数	月 取	円
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
賞 与 等					円
合 計					円
勤務先所在地					
勤務先名					
電話番号					

裏

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額 円	必要経費 円	青色申告特別控除額 円

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額 円	必要経費 円

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種 目	所得の生ずる場所	収入金額 円	必要経費 円

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

総合譲渡	短期 長期	収入金額 円	必要経費 円	差引金額 (収入金額-必要経費) 円	特別控除額 円	所得金額 (差引金額-特別控除額) 円
一 時						

右の上の金額を表面のロの金額を表面のイの金額を表面のハの金額を表面のニに記入してください。
右の二の金額を表面のロの所得金額欄へ記入してください。ニ 合計イ+[(ロ+ハ)×1/2]

11 事業専従者に関する事項

フリガナ 氏名	個人番号	続柄	生年月日	明・大・昭 平・令	専従者給与 (控除)額 円
	* * * * * * * * * *				
	* * * * * * * * * *				
	* * * * * * * * * *				

所得税における青色申告の承認の有無 承認あり・承認なし 合計 額

13 事業税に関する事項

非課税所得 円	所得金額 円

前年中の開始・廃止 月 日
 他都道府県の事務所等

12 別居の扶養親族等に関する事項

フリガナ 氏名	個人番号	住所
	* * * * * * * * * *	
	* * * * * * * * * *	

14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総合所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

配当割額控除額	円
株式等譲渡所得割額控除額	円

15 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分 (特別控除対象)	円
静岡県共同募金会、日赤静岡県支部、都道府県、市区町村分(特別控除対象以外)	
静岡県	
浜松市	

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び特別認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、「別添寄附金控除申告書(二)」を提出してください。

16 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ 氏名	個人番号	続柄	生年月日	明・大・昭 平・令	特別障害者に 該当する場合	級 別 度	別居の場合 の住所
	* * * * * * * * * *						

◎参考事項

〔前年中に所得のなかった方〕

- 親族などに扶養されていた。
- 遺族年金、障害年金を受給していた。
- 雇用保険などを受給していた。
- その他

◎所得税と異なる課税方式の選択(納税通知書送達まで)

所得の種類	市民税・県民税の課税方式	
上場株式等の配当等に係る配当所得	<input type="checkbox"/> 申告不要制度	<input type="checkbox"/> 総合課税 <input type="checkbox"/> 申告分離課税
上場株式等の配当等に係る利子所得	<input type="checkbox"/> 申告不要制度	<input type="checkbox"/> 申告分離課税
源泉徴収口座の上場株式等の譲渡所得等	<input type="checkbox"/> 申告不要制度	<input type="checkbox"/> 申告分離課税 *

*譲渡損失を申告する場合には、同一口座内の配当所得・利子所得を併せて申告する必要があります。

⑤市民税・県民税の申告について（未申告呼出用）

市民税・県民税の申告について

平素は市民税業務につきまして、ご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和元年度市民税・県民税の課税資料とするため、あなた様の平成30年1月1日～平成30年12月31日の所得について、下記の申告受付期間中にご申告くださいますよう、お願いいたします。

なお、上記期間に所得がなかった人、又は非課税所得（遺族年金、障害年金等）のみの人については申告不要です。

※ 区役所 長寿保険課で実施する『国民健康保険料所得申告』とは異なりますので、それぞれご申告ください。

記

1 申告受付期間

令和元年10月15日（火）～令和元年10月18日（金）、令和元年10月21日（月）
午前9時～午後4時

2 申告受付窓口、送付先

〒430-0948
浜松市中区元目町120番地の1（元目分庁舎2階）
浜松市役所 財務部 市民税課 個人市民税グループ

3 持ち物

- ① マイナンバーカード又は番号確認書類（通知カードなど）と身元確認書類（運転免許証など）
 - ② 認印（スタンプ印は不可）
 - ③ 収支を明らかにする書類（源泉徴収票・支払証明書・収支内訳書など）
 - ④ 控除を証明するもの
（国民年金保険料・生命保険料・地震保険料の控除証明書、寄附金等の領収証、医療費控除・セルフメディケーション税制の明細書など）
- ※ 障害者控除を申告する場合は、手帳（コピー可）をご持参ください

※ その他、詳細につきましては同封の『令和元年度分 市民税・県民税申告の手引』をご確認ください。

※ 行き違いで申告済みの場合は、ご容赦願います。

<お問合せ先>

浜松市役所 市民税課
個人市民税グループ
℡：053-457-2145

⑥令和7年度分 医療費控除明細書 裏面

重要なお知らせ

- ◎医療費控除の適用を受ける場合には、『医療費控除の明細書』の添付が必要です。
※領収書の添付又は提示による申告受付は、令和2年度で終了しました。令和3年度の申告からは、必ず「医療費控除の明細書」を添付してください。
- ◎領収書（医療費通知に係るものを除く。）は市・県民税申告期限等から5年間保存する必要があります。

1 医療費通知に関する事項

- ※ 医療費通知とは、医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の事項が記載されたものをいいます。
①被保険者等の氏名 ②療養を受けた年月 ③療養を受けた者 ④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称
⑤被保険者等が支払った医療費の額 ⑥被保険者等の名称
- ※ 自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費に関する医療費通知に限りです。
- ※ 医療費通知に被保険者番号及び被保険者等記号・番号の記載がある場合、その番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。

- 「医療費通知に記載された医療費の額」
自己が負担した医療費の合計額を記入します。通知が複数ある場合は、全て合計し記入します。
- 「(1)のうち、その年中に実際に支払った医療費の額」
(1)の医療費のうち、その年中に実際支払った医療費の合計額を記入します。
※医療費通知に記載された医療費の額は、実際に支払った金額と異なる場合がありますので、領収書をご確認ください。
- 「(2)のうち、生命保険や社会保険などで補てんされる金額」
生命保険契約、損害保険契約又は健康保険法の規定等に基づき受け取った保険金や給付金（入院費給付金、出産育児一時金、高額療養費など）がある場合に、その金額を記入します。
※保険金などで補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても、他の医療費からは差し引きません。

2 医療費（上記1以外）の明細

昨年中に自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費について、領収書から必要事項を記入します。なお、「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院・薬局等」ごとにまとめて記入できます。（「1 医療費通知に関する事項」に記入したのものについては、記入しないでください。）

- 「医療を受けた方の氏名」…医療を受けた方の氏名を記入します。
- 「病院・薬局などの支払先の名称」…診療を受けた病院や医薬品を購入した薬局などの支払先の名称を記入します。
- 「医療費の区分」…医療費の内容として該当するものを全てチェックします。
- 「支払った医療費の額」…医療費控除の対象となる金額を記入します。
- 「(4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額」…上記1(3)と同様です。

医療費通知などの書類を添付する場合は、こちらに貼ってください。

記載例

住所 浜松市中区元目町〇〇-〇

氏名 浜松 太郎

1 医療費通知に関する事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)~(4)を記入します。
※医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の項目が記載されたものをいいます。
(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)
①被保険者等の氏名 ②療養を受けた年月 ③療養を受けた者
④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称 ⑤被保険者等が支払った医療費の額 ⑥被保険者等の名称

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
198,369 円	197,540 円	円

2 医療費（上記1以外）の明細

「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
浜松 太郎	■■病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	9,400 円	円
同上	△△薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	700	
浜松 花子	◎◎診療所	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	4,400	
2 の 合 計			14,500 円	円
医療費の合計			A (2)+(4) 212,040 円	B (2)+(5) 円

3 添付又は提示が必要な書類

- この「医療費控除の明細書」（添付）
- 医療費通知（原本）「1 医療費通知に関する事項」に記入したものに限りです。（添付）
- 寝たきりの人のおむつ代について医療費控除を受ける場合、「おむつ使用証明書」を取得する必要があります。
※おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降で介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、市町村長等が交付するおむつ使用の確認書を「おむつ使用証明書」に代えることができます。

⑦令和7年度分市民税・県民税申告収支内訳書(一般用) 表面/裏面

令和 年度分収支内訳書(一般用) (あなたの昨年中の普通所得の金額の計算に必要となる収入・支出の内訳を記載してください。)

市民税・県民税申告用

住所	氏名	事務所所在地	依頼税理士等
事業所所在地	電話番号(自宅)	氏名(名称)	電話番号
業種名	加入団体名	電話番号	

令和 年 月 日 (自 月 日 至 月 日)

科目	金額	科目	金額
収入金額		雑費交通費	
売上(収入)金額		通信費	
家事消費		広告宣伝費	
その他の収入		接待交際費	
合計		損害保険料	
売上戻金		稼働費	
売上戻金(返品戻金)		消耗品費	
仕入金		福利厚生費	
小計			
売上戻金(返品戻金)			
差引金額			
給料賃金			
外注工賃			
減価償却費			
貸倒金			
地代家賃			
利子割引料			
租税公課			
資産運賃			
水道光熱費			

○給料賃金の内訳

氏名(年齢)	従事月数	給料賃金	合計	所得税及び取崩特例所得税の算入額
(歳)				
(歳)				
(歳)				
その他(入分)				
計				

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報酬等の金額	左のうち必要経費算入額	所得税及び取崩特例所得税の算入額

○事業専従者の氏名等

氏名(年齢)	続柄	従事月数
(歳)		
(歳)		
(歳)		

- 1 -

○売上(収入)金額の明細

売上先名	所在地	売上(収入)金額
上記以外の売上先の計		

右記のうちうち 円 計 ①
経減税非対象

○仕入金額の明細

仕入先名	所在地	仕入金
上記以外の仕入先の計		

右記のうちうち 円 計 ②
経減税非対象

○減価償却費の計算

減価償却資産の名称等(繰延資産を含む)	取得年月	取得価額	償却の基礎となる金額	償却方法	耐用年数	償却率又は償却率	本年分の普通償却費	特別償却費	本年分の償却費合計	事業専従者経費算入額	本年分の必要経費算入額	未償却残高	備 考
計													

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ⑦欄のカッコ内に償却保証率を記入します。

○地代家賃の内訳

支払先の住所・氏名	賃借物件	本年中の賃借料・利息等	左の賃借料のうち必要経費算入額

○本年中における特殊事情

○利子割引料の内訳(金融機関を除く)

支払先の住所・氏名	期末現在の借入金等の金額	本年中の利子割引料	左のうち必要経費算入額

- 2 -

